大竹市告示第142号

大竹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定める。 令和7年7月29日

大竹市長 入 山 欣 郎

大竹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、 一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、共に支えあう豊かな市民社 会の実現に向け、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定め るものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 性的マイノリティ 性的指向、性自認等のあり方が少数であると認められる者をいう。
 - (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うこと を約した関係をいう。
 - (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(盲誓の対象者の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する 者とする。
 - (1) パートナーシップにある2人のうちいずれか一方又は双方が、市内に 住所を有し、若しくは宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入 を予定していること。
 - (2) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している こと。
 - (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいないこと。
 - (4) 宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓(他の地方公共団体の制度であって、本市の宣誓に相当するものを含む。)をしていないこと。
 - (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、当事者双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓する日時等について事前に 市と調整した上で、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書 (様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の表の本人確認書 類の欄に掲げる書類のいずれかを提示し、添付書類の欄に掲げる書類(宣誓 日前3か月以内に発行されたものに限る。)を添付して、市長に提出しなけれ ばならない。

	T
本人確認書類	添付書類
(1) 個人番号カード	(1) 住民票の写し又は住民票記載
(2) 旅券	事項証明書
(3) 運転免許証	(2) 当事者のいずれかが市内への
(4) 前3号に掲げるもののほか、	転入を予定していることを確認で
官公署が発行した免許証、許可証、	きる資料(当事者が市内に住所を
登録証明書その他これらに類する	有していない場合に限る。)
ものであって、本人の顔写真が貼	(3) 戸籍抄本その他の配偶者がい
付されたもの	ないことを証明できる書類
(5) 前各号に準ずるものとして、	(4) 前3号に掲げるもののほか、
市長が適当と認める書類	市長が必要と認める書類

- 2 前条第1号に規定する市内への転入を予定している者は、宣誓をした日から14日以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出しなければならない。この場合において、当該書類の提出が困難なときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。
- 3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が、自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓しようとする者及び市職員の面前で、当事者以外の者にこれを代書させることができる。

(通称名の使用)

- 第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において、氏名と併せて通称名(戸籍に記載されている氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該 通称名を使用していることを確認することができる書類を宣誓する際に提出 しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓をした者が第3条各号に掲げるいずれの要件も満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」

という。)に対し、宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号) (以下これらを「受領証等」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

- 第7条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により当該受領証等の再交付を希望するときは、市長に対し、第4条第1項の表本人確認書類の欄に掲げる書類のいずれかを提示し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下この条において「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、既に交付した受領証等を当該再交付申請書に添付し、返還しなければならない。
- 2 市長は、前項前段の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領 証等を再交付するものとする。
- 3 紛失を理由に、前項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

- 第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更が生じたとき(次条第1項に 規定する返還届を提出するときを除く。)は、第4条第1項の表本人確認書類 の欄に掲げる書類のいずれかを提示し、パートナーシップ宣誓事項変更届(様 式第5号)に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければ ならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適当 と認めるときは、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。 この場合において、宣誓者は、変更前の受領証等を市長に返還しなければな らない。

(受領証等の返還等)

- 第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の表本人確認書類の欄に掲げる書類のいずれかを提示し、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

- (2) 双方が市内に住所を有しなくなったとき (第12条第2項に定める場合を除く。)。
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第3条各号(第2号を除く。)に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- 2 市長は、前項の規定により受領証等が返還されたとき又は次条各号のいずれかに該当するときは、当該受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(無効となる宣誓)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3 号又は第4号の規定に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生 じたときから将来に向かってのみ無効とする。
 - (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 第3条各号に掲げる要件を満たさないものとなったとき。
 - (4) 第4条第2項の規定による書類の提出がないとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

- 第11条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、第4条第1項の表本人確認書類の欄に掲げる書類のいずれかを提示し、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前項に規定する証明書を 交付するものとする。

(地方公共団体間での相互利用)

- 第12条 市は、パートナーシップ宣誓制度を他の地方公共団体と相互に利用 しようとするときは、当該他の地方公共団体とパートナーシップ宣誓制度の 相互利用に関する協定(以下単に「協定」という。)を締結するものとする。
- 2 宣誓者は、協定を締結している地方公共団体へ本市から転出することにより市内に住所を有しなくなる場合であって、本市の制度に相当する当該地方公共団体が定める制度を引き続き利用したいときは、市長に第4条第1項の表本人確認書類の欄に掲げる書類のいずれかを提示し、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第9号)を提出することにより、受領証等を当該地方公共団体が定める制度の範囲内において継続して使用すること

ができる。

- 3 前項の場合において、市長は、この要綱の規定に基づき提出された書類の 写しを、宣誓者の同意を得た上で、当該地方公共団体に提供することができ る。
- 4 協定を締結している地方公共団体から本市に転入した者であって、当該地方公共団体の制度に相当する本市の制度を引き続き利用したいときは、当該地方公共団体から交付された受領証等に相当するものを本市において継続して使用することができる。

(名簿への登録)

第13条 市長は、宣誓者及び前条第4項の規定により当該地方公共団体から 交付された受領証等に相当するものを本市において継続して使用する者に関 する必要な情報を名簿に登録するものとする。

(施策の推進に当たっての配慮)

第14条 市長は、本市の施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、 パートナーシップにある当事者に十分配慮するものとする。

(宣誓書の保存期間)

- 第15条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、当該宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により返還届が提出されたとき、第10条各号のいずれかに該当し、無効となるとき又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄することができる。(その他)
- 第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。